

横浜市公告第 537 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成29年8月15日

横浜市長 林 文子

1 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) アピタテラス横浜綱島 港北区綱島東四丁目 880 番の 11
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	合同会社 I K インベストメント・フォー 職務執行者 本郷 雅和 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号 東京共同会計事務所内
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニー株式会社 代表取締役 佐古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 ほか
大規模小売店舗の新設をする日	平成30年3月14日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	12,424 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 867 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 441 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 247 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 100.55 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

の 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時 30 分 から 午後 10 時 30 分 まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口 2 か 所、出口 2 か 所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 6 時 から 午後 10 時 まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成 29 年 7 月 13 日

3 縦覧場所

中区港町 1 丁目 1 番地

横浜市経済局成長戦略推進部産業立地調整課

港北区大豆戸町 26 番地の 1

横浜市港北区役所総務部区政推進課